

議案第 86 号

松阪市国民健康保険税条例の一部改正について

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 5 月 31 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

附則第 17 項中「附則第 44 条の 2 第 3 項」を「附則第 44 条の 2 第 4 項及び第 5 項」に、「第 36 条」を「第 35 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の松阪市国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。